

西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 西播磨東部地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する揖保川流域圏地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、本協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」を兼ねるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 西播磨東部地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及びたつの市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち洪水予報河川 （水防法第 11 条）	うち水位周知河川 （水防法第 13 条第 2 項）
種別	水系名		
（一）	揖保川		揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川
（二）	富島川		

別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

（順不同、敬称略）

機関名等	委 員
学識経験者	熊本大学 客員教授 辻本剛三
国	近畿地方整備局姫路河川国道事務所長
	神戸地方気象台長
兵庫県	西播磨県民局長
	中播磨県民センター長
市町	姫路市長
	たつの市長
	宍粟市長
	太子町長
県民	姫路市連合自治会長
	たつの市連合自治会長
	宍粟市連合自治会長
	太子町連合自治会長